平成２７年（フ）第３７０号
兵庫県尼崎市善法寺町10番10号　コーポ善法寺202号、前住所兵庫県宝塚市山本中３丁目12番１―106号
破産者　髙橋　光恵
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４０４号
兵庫県尼崎市七松町１丁目２番１―1002号
破産者　レノンディビジョンこと　藤井鑑太郎
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７号
香川県高松市一宮町641番地６　エム・ビューラーＢ103
破産者　松井由美子
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９７号
佐賀県多久市東多久町大字別府4518番地２
破産者　宮原富美子（旧姓峰松）
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
佐賀県神埼市神埼町姉川1580―６　ビーインハウス505、住民票上の住所佐賀市久保泉町大字下和泉1489番地
破産者　馬渡　由佳
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷1446番地３　コーポＹＡＮＡＧＩＨＡＲＡ302号
破産者　日名子宏幸
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
宮崎市佐土原町下田島12299番地45、前住所宮崎市広島１丁目17番21号　ポレスターアーバンシティ広島1503号
破産者　寺田　正直
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３６１号
宮崎市高岡町花見2798番地、前住所大阪府東大阪市御厨南１丁目１番32―1203号
破産者　長友　桂子
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０９号
宮崎県延岡市野地町６丁目5423番地　県営住宅　75―201―10
破産者　板谷　和美（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１８８７号
福岡市西区徳永北17番４―103号
破産者　山崎　辰徳
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４号
福岡市博多区東雲町１丁目５番11―209号
破産者　石原眞紀子
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１５号
福岡市南区井尻３丁目31番12号
破産者　渡邉　久子
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６０４号
福岡市西区愛宕２丁目16番32―201号
破産者　諫山　浩樹
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４７４号
福岡市東区馬出２丁目２番54号
破産者　前田　修作
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７４９号
福岡県筑紫野市上古賀４丁目10番８号
破産者　森　　明彦
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７８６号
福岡市西区野方３丁目26番21号
破産者　田島　　聖
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７９０号
福岡市東区香椎浜２丁目１番２―411号、住民票上の住所福岡市東区香椎１丁目10番５―307号
破産者　青木　　希
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８３９号
福岡市博多区堅粕１丁目１番１―1303号
破産者　秋吉　恵子
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３３号
福岡市東区筥松１丁目11番８―503号
破産者　山脇　　誠
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部